

平成29年7月10日

小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度における 前納減額金制度の運用について

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」、所在地：東京都港区 理事長：高田 坦史）が運営する小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度（以下、「両共済制度」という）において、掛金の前納期間に応じて契約者に還付される減額金が、経済産業省が定める小規模企業共済法施行規則及び中小企業倒産防止共済法施行規則の規定を上回って契約者に支払われていたことが判明しました。

両共済制度では、契約者の掛金の前納を推奨するため、前納した月数に応じて前納減額金をお支払いする制度を設けており、前納期間に1か月未満の端数がある場合は、本来14日以下は切り捨てて計算されるべきところを、システム上一律で1か月分として切り上げて端数処理を行っていたために生じたものです。

中小機構は、本事案の判明以降、両共済制度を所管する中小企業庁に速やかに報告し、事案の全体像及び原因を把握するための調査を実施すると同時に、中小企業庁からの指示も踏まえて再発防止策の検討を進めて参りました。本日、その調査結果及び再発防止策がまとまり、中小企業庁へ報告しましたことをご知らせ致します。（報告内容は別添参照）

なお、今回の事案は両共済制度の契約内容について何ら変更を生じるものではなく、共済金の支払いや貸付け等のサービスへの影響も一切ございません。

また、過払い分につきましては、返納請求は予定しておりません。

中小機構としては、今回の事案を真摯に受け止め、関係役職員に対して厳重注意を行うとともに、今後の再発防止策の実施に全力で取り組む所存です。両共済の契約者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

・プレスリリースに関するお問い合わせ

独立行政法人中小企業基盤整備機構 総務部審議役 落合

担当：石塚

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL：03-5470-1500 FAX：03-5470-1548

・小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度のご契約者、委託機関からのお問い合わせ

共済相談室 050-5541-7171

または、

独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済事業推進部共済事業企画課長 飯田

担当：高橋、細川

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL：03-5470-1540 FAX：03-5470-1542

<参考>

○小規模企業共済制度とは

小規模企業共済制度は、経営基盤が脆弱で、経営環境の変化に影響を受けやすい小規模事業者が、事業廃止や会社役員退任の際に備えて、事業再建や生活の安定のための資金を積み立てる制度。

○中小企業倒産防止共済制度とは

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産の影響を受ける中小企業の連鎖倒産を防止するため、相互扶助の精神に基づき、共済契約者の掛金の拠出により、倒産した取引先事業者に対する売掛金債権等が回収困難となった場合に、共済金貸付を行う制度。

○前納減額金制度とは

小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度では、経営基盤が一般に脆弱な中小企業・小規模事業者が不況の際など掛金の滞納が重なって共済契約を解除せざるを得ない事態が生じることが懸念されることから、これらの事態を回避し、共済制度を中小企業・小規模事業者にとって利用しやすいものとなるよう、企業の経営状況が良好なときにできるだけ前納していただけるよう、前納奨励の観点から措置されている制度。共済契約者が掛金を前納したときは、実際の納付月から本来の納付月までの利息を負担することにもなるため、前納した月数に応じた前納減額金が、後日、当機構から支払われる。